

資循第 4965 号  
令和 5 年 12 月 20 日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

木くずの適正処理に係るチラシについて (送付)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般本県所管域において、一般廃棄物である木くず (剪定枝等) が産業廃棄物として、一般廃棄物処理施設設置許可のない施設で処理される不適正事案が発生しました。

そこで、木くずの適正処理に係る周知啓発のため、別添のとおりチラシを作成しましたので、貴団体会員に対して周知いただくとともに、木くずの適正な処理の徹底に御協力をお願いします。

なお、木くずについて、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の判断が難しい場合には、排出場所を所管する県地域県政総合センター環境調整課 (環境課) 又は市町村にお問い合わせください。

**【県地域県政総合センター問合せ先】**

- ・横須賀三浦地域県政総合センター環境課 電話：046-823-0210  
(鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)
- ・県央地域県政総合センター環境調整課 電話：046-224-1111  
(厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)
- ・湘南地域県政総合センター環境調整課 電話：0463-22-2711  
(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)
- ・県西地域県政総合センター環境調整課 電話：0465-32-8000  
(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)

問合せ先

指導グループ 丹羽、田崎

電話 045-210-4156

Eメール haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.lg.jp



神奈川県

KANAGAWA

事業者の皆様へ

# せん定枝は原則 一般廃棄物です

一般廃棄物である木くずは  
各市町村のルールに従って処理してください

※一般廃棄物については各市町村にお問い合わせください

各市町村のルールに従わず一般廃棄物処理業の許可がない事業者に委託した場合

**5年以下の懲役** 若しくは **1,000万円以下の罰金**  
又はこの併科が科される可能性があります

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項6号)

【参考】一般廃棄物でない木くず(産業廃棄物)

建設業に係る木くず  
(工作物の新築、改築又は  
除去に伴って生じたもの)

木材又は木製品の製造業  
(家具製造業を含む)に  
係る木くず

貨物の流通のために使用した  
パレット(パレットへの貨物の  
積付けのために使用した  
こん包用の木材を含む)

輸入木材の卸売業  
及び  
物品賃貸業に係る木くず

パルプ製造業に係る木くず

PCBが染み込んだ木くず

チラシに関する問合せ先 月～金(祝日を除く) 8:30～12:00 / 13:00～17:15

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ

【電話】045-210-4156

産業廃棄物の処理に関して不明な点がありましたら  
こちらの『連絡先』にお問い合わせください

連絡先

ホームページ

「建設系廃棄物の適正処理について」  
〔問合せ先〕をご覧ください



※一般廃棄物については各市町村にお問い合わせください